

保護者様

大阪市立十三小学校
校長 石崎 厚史

非常変災時等の措置について

大阪市の学校園においては、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 臨時休業措置の基準

午前7時の時点、および午前7時を過ぎて始業時刻までに、次にあげる態様および規模の災害等が発生した場合には、臨時休業措置をとります。

ア 大阪市において、「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

イ 淀川区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。

※河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル〇相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

- 大阪市ホームページ（発令があった場合、トップ画面に表示されます）
 - おおさか防災ネット（メール登録もできます）
 - L I N E 大阪市公式アカウント
 - 防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます）
 - 緊急速報メール（受信できない機種もあります）
- ※地震発生時と同様に自動的に配信されます。
※登録等の設定は必要ありません。

- 大阪市危機管理室 X
- NHK速報

「大阪880万人訓練」と同様の放送とメール配信があります。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

◆その他、不測の事態が生じた際には、学校長の判断により、始業時刻を遅らせたり、臨時休業措置をとったり、適宜対策を講じます。

（裏面もごらんください）

2. 非常変災時等の対応と連絡について

- 非常変災時等には、児童の安全を第一に考え、災害状況に合わせた対応をいたします。
- 緊急時の連絡は、「ミマモルメ」の配信および、ホームページでお知らせします。ご注意ください。
- 児童が登校している場合や始業時刻後に表面のア～ウの災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、保護者引渡し、もしくは教職員が引率等を行って下校させます。
ただし、校区内に「警戒レベル4（全員避難）」の発令がなされた場合は、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。

3. お願い

- 非常変災時等が生じた際、個別に電話で問い合わせをされますと、その電話対応に追われ、災害への対応ができなくなります。電話でのお問い合わせはご遠慮ください。
- 自宅や携帯電話、職場等の連絡先に変更があった場合は、必ず担任までお知らせください。
- 学校が休業になったときは、“いきいき活動”も中止になります。家のかぎや、保護者との連絡方法など、ご家庭での約束を前もって決めておいてください。
- 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、「学校に行く」、「家に帰る」、「その他近くの安全な場所等に避難する」など、状況に応じて児童が判断し行動しなければなりません。どのような行動をとることが安全確保につながるか等、各ご家庭でもお子様と事前に話し合っておいてください。

※ 非常変災時等に確認できるよう、この用紙はご家庭で保管してください。